

令和8・9年度の 後期高齢者医療保険料(率)を改定

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、保険料計算の基礎となる保険料率は2年に一度改定されます。令和8年度および令和9年度の保険料率は、下図①のとおりです。

新保険料率に基づいた令和8年度の保険料は、令和7年中の所得をもとに個人単位で計算され、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので、必ずご確認ください。

また、すべての世代や企業のみなさんから支援金を拠出いただき、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などに充てることで子どもや子育て世帯を社会全体で支える子ども・子育て支援金の制度が始まります。

後期高齢者医療保険に加入している人は令和8年度より後期高齢者医療分と子ども・子育て支援金分を合わせた金額を「後期高齢者医療保険料額決定通知書」に記載いたします。

子ども・子育て支援金は段階的に導入され、令和8年度の保険料は下図②のとおりとなります。

被保険者1人当たりの後期高齢者医療保険料=①+②

①後期高齢者医療分

保険料(年額) 限度額85万円 100円未満切り捨て	=	均等割額 55,385円	+	所得割額 所得× 所得割率9.71%
----------------------------------	---	-----------------	---	--------------------------

②子ども・子育て支援金分

保険料(年額) 限度額2万1千円 100円未満切り捨て	=	均等割額 1,374円	+	所得割額 所得× 所得割率0.25%
-----------------------------------	---	----------------	---	--------------------------

問合せ 岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☎058-387-6368
 大垣市国保医療課 ☎47-8140
 こども家庭庁コールセンター ☎0120-303-272

後期高齢者医療保険料 特別徴収平準化のお知らせ

後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金天引き)による納付額を1年を通じて均等に平準化するため、次の人を対象に、令和8年度の後期高齢者医療保険料仮徴収額変更通知書を6月初旬に発送します。

▶対象/仮徴収額(4～8月までの年金天引き額)が、本徴収額(10月～令和9年2月までの年金天引き額)に比べて大きくなると見込まれる被保険者

▶問合せ/国保医療課福祉医療・後期医療グループ(☎47-8140)へ

蚊のいない環境をつくりましょう!

蚊は、デング熱やジカウイルス感染症などのさまざまな感染症を媒介します。

蚊に刺されないためには、蚊の発生源をなくしていく取り組みが必要です。また、屋外ではできるだけ長そで長ズボンなどを着用して、虫よけなどを適切に使用しましょう。

下表のとおり、蚊の発生しやすい場所と対処方法を知って、蚊のいない環境をつくりましょう。

詳しくは、市HPをご覧ください。環境政策課(☎47-8571)へ。



市HP

蚊の発生しやすい場所	対処方法
屋外で雨水が溜まっている容器や古タイヤ、シートのくぼみ など	不要な容器やタイヤは処分し、シートはたるみをなくすなど、水が溜まらないようにする
雨水ますや排水ます	定期的に清掃する
風通しの悪いやぶ、草むら	定期的にせん定や草刈りを行い、風通しを良くする

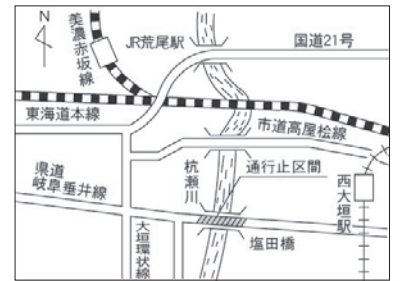
県道岐阜垂井線の塩田橋 一時通行止め

6/6(土)午後11時30分から6/7(日)午前1時30分まで

県道岐阜垂井線の杭瀬川にかかる塩田橋(久瀬川町～静里町)が、6月6日(土)の午後11時30分から7日(日)の午前1時30分まで通行止めになります。

これは、橋の両側に設置してある水害防止用の鉄製陸閘の作動点検を行うためです。

ご理解とご協力をお願いします。



問合せ:管理課(☎47-8616)

道路事故防止のための情報提供

市は、市道の維持管理の一環として道路パトロールを行い、道路の不具合箇所の早期発見に努めています。

道路に空いた穴や側溝の蓋割れ、カーブミラーの向きのずれなどを発見した場合は、道路課(☎47-8634, e-mail: douroka@city.ogaki.lg.jp)へご連絡ください。



お気軽にご相談ください!

大垣ビジネスサポートセンター

大垣ビジネスサポートセンターは、西美濃4市9町の中小企業、個人事業主、創業希望者を対象に、強みやセールスポイントを見つけて、売上げを伸ばす方法を一緒に考え、継続してサポートを行う相談所です。

平成30年7月から令和8年3月までに、2,454事業所、13,717件の相談を受けました。事前予約のうえ、お気軽にお越しください。

▶相談日時/月～金曜日の午前9時45分～午後5時(1回60分)

※毎月1回土曜日の相談日あり。祝日、年末年始を

除く。無料で相談できる回数に制限あり

▶ところ/情報工房2階

▶支援内容/経営全般、起業・創業、販路拡大、新商品・

新サービス開発、新分野進出、情報発信などについて、

強みやセールスポイントを見つけて、売上げを伸ばす方法を一緒に考え、提案したアドバイスをもとに継続的にサポート

▶申込/申込ページから申込または、同センター(☎78-3988)へ



申込ページ

センター長からのメッセージ

地域の小規模事業者や個人事業主の方の経営相談に加え、創業や起業など新しいステージへ挑戦される方からのご相談も増えています。ビジネスの始め方から日々の経営のちょっとしたお悩みまで、相談者様一人一人の想いに寄り添い、共に解決策を考えていきます。どんな小さなことでも、まずはお気軽にご利用ください。



正田嗣文センター長

審議会などの傍聴ができます

文化施設運営委員会(日本昭和音楽村部会)		
担当:日本昭和音楽村(☎45-3344)		
5/21(木)	10:00～11:00	日本昭和音楽村 水嶺湖音楽スタジオ
・日本昭和音楽村の運営について ほか		
社会教育委員の会		
担当:社会教育スポーツ課(☎47-8039)		
5/25(月)	9:00～11:00	市役所6階 会議室6-3・4
・令和8年度社会教育方針および年間計画について ほか		
地域医療・介護のあり方検討委員会		
担当:地域創生戦略課(☎47-8216)		
5/26(火)	17:00～18:30	市役所6階 教育委員会室
・持続可能な地域医療・介護提供体制のあり方について ほか		
新しい学校の在り方検討委員会		
担当:学校教育課(☎47-8034)		
6/22(月)	15:00～	市役所8階 大会議室
・学校における生成AIの活用について ほか		